

分 別 収 集 計 画
(第 1 0 期)

令和4年6月

世 田 谷 区

目 次

1	計画策定の意義	- 1 -
2	基本的方向	- 1 -
3	計画期間	- 1 -
4	対象品目	- 1 -
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	- 2 -
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	- 2 -
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	- 3 -
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	- 5 -
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	- 6 -
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	- 7 -
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	- 8 -
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	- 8 -

世田谷区分別収集計画（第10期） （令和5年度～令和9年度）

1 計画策定の意義

世田谷区は、清掃・リサイクル条例及び一般廃棄物処理基本計画の基本理念の中で、ごみそのものを減らす取組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指した取組みを進めることを掲げている。

これまで本区は、計画に基づく諸施策を実施し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）も活用しながら、清掃・リサイクル事業を推進してきた。

本計画は、令和2年度を初年度とする第9期分別収集計画に基づく取組みの成果等を踏まえ、法第8条に基づく容器包装廃棄物の分別収集を行うにあたり、区民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （1）区民・事業者主体による取組みを推進する。
- （2）拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する。
- （3）環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	61,773	61,057	60,211	60,056	60,080

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき次の施策を実施する。なお、実施にあたっては、区民、生産・販売事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から適切に役割を分担し、相互の連携を図る。

(1) 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

- ・粗大リユース品の展示・提供や、各種修理講座等の更なる拡充
- ・リユースショップやNPO団体等が主催するフリーマーケットなど、民間等の取組みに関する情報提供の充実
- ・レジ袋削減も含めたマイバック・マイボトル・マイ箸の利用、過剰な包装を断るなどの行動を促進
- ・使い捨てプラ製品(レジ袋やスプーン、ストローなど)や食品ロスの削減に取り組む小売店や飲食店の支援、商店街が主催するイベントなどの支援
- ・誰もが活動しやすい環境の整備
- ・子育て世代のリユース活動の支援、主体的2R行動の促進

(2) 分別の徹底とリサイクルの推進

- ・資源再利用活動団体への活動支援
- ・拡大生産者責任に基づく、事業者の独自回収に向けた取組みの促進
- ・安定的かつ効率的な行政による資源回収の推進
- ・区施設での拠点回収の拡充
- ・資源化ルートのある資源の分別徹底と排出協力の普及啓発の促進
- ・資源化対象品目の調査研究及び拡大
- ・2Rの取組みを促進し、より効率的な資源回収方法の検討
- ・事業者が活用しやすい事業系リサイクルシステムへの拡充に向けた支援
- ・区施設から排出されるごみの資源化の更なる促進
- ・環境負荷低減に配慮した率先行動の区としての実践

(3) 情報提供と意識啓発の推進

- ・「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布によるごみ減量・適正排出の周知
- ・不動産会社や集合住宅等管理組合と連携した分別・排出ルール等の情報提供の充実
- ・外国人等への分別・排出ルール等の情報提供の充実
- ・事業者向けガイドブックの活用の促進
- ・モバイルデバイスからアクセスしやすい最新の情報提供ツールの検討及び整備
- ・各地区の特性に応じたごみ減量・リサイクル推進委員会の活動の推進
- ・児童・生徒向け「ごみ・リサイクルに関する環境学習プログラム」の実施
- ・町会、自治会など、各種団体が開催する学習会等への講師（職員）派遣
- ・事業者、大学、NPOとの連携によるそれぞれの強みを活用した子どもたちへの普及啓発活動の実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

再商品化計画や処理施設の状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を次のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール

<p>主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料・しょう油等を充てんするためのもの</p>	<p>ペットボトル</p>
<p>主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの</p>	<p>白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）</p>
	<p>ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「その他のプラスチック製容器包装」と表記）</p>

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	
主としてスチール製の容器	945		911		882		854		829	
主としてアルミ製の容器	1,875		1,896		1,925		1,955		1,991	
無色のガラス製容器	(合計) 2,382		(合計) 2,260		(合計) 2,154		(合計) 2,053		(合計) 1,963	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	-	2,382	-	2,260	-	2,154	-	2,053	-	1,963
茶色のガラス製容器	(合計) 1,175		(合計) 1,167		(合計) 1,165		(合計) 1,163		(合計) 1,164	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,034	141	1,027	140	1,025	140	1,023	140	1,024	140
その他の色のガラス製容器	(合計) 4,745		(合計) 4,601		(合計) 4,483		(合計) 4,367		(合計) 4,266	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	4,745	-	4,601	-	4,483	-	4,367	-	4,266	-
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	67		67		68		68		69	
主として段ボール製の容器	14,566		14,692		14,890		15,088		15,331	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 3,228		(合計) 3,371		(合計) 3,537		(合計) 3,711		(合計) 3,904	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	2,748	480	2,891	480	3,057	480	3,231	480	3,424	480
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 10		(合計) 1,670		(合計) 6,767		(合計) 6,796		(合計) 6,844	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1	9	1,667	3	6,767	-	6,796	-	6,844	-
(うち、白色トレイ)	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
合計	28,993		30,635		35,871		36,055		36,361	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 過去の実績を参考にした区民1人1日あたりのごみ排出量、資源回収量の算定

[基礎数値の設定]

可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の量

ア)平成29年度から令和3年度までの可燃ごみ・不燃ごみ収集量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人あたりの排出量を算出し、平成30年度から令和3年度の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、平均から除いている。

イ)各年度の家庭ごみ組成分析調査の組成割合を乗じ、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の排出源単位(区民1人1日あたりの排出量)を算出する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止したため、組成割合は令和元年度及び令和3年度の平均割合を用いる。

資源として回収した各容器包装廃棄物の量

資源として回収した平成29年度から令和3年度までの各容器包装廃棄物の量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人1日あたりの回収量を算出し、平成30年度から令和3年度の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、平均から除いている。

(2) 令和5年度以降のごみ排出量、資源回収量の推計

可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の量

(1) で算出した可燃ごみ・不燃ごみに含まれる容器包装廃棄物の割合(注1)を将来人口推計(注2)による将来人口及び年間日数を乗じて算出する。

資源として回収する各容器包装廃棄物の量

令和3年度における区民1人1日あたりの回収量を基本に、(1) で算出した平均増減率、将来人口推計(注2)による将来人口及び年間日数を乗じ、品目別回収見込み量を算出する。

資源として集積所から回収するプラスチック製容器包装の量

「世田谷区のプラスチック資源循環施策のあり方に関する基礎調査(令和4年3月)」の算出方法をもとに、「1人あたり年間再商品化量7.3kg/人・年」を使用して、区民1人1日あたりの回収量を算出し、将来人口推計(注2)による将来人口及び年間日数を乗じ、回収見込み量を算出する。

- 1 プラスチック製容器包装の分別収集開始時から、上記で算出したプラスチック製容器包装の収集量を差し引いて算出
- 2 政策経営部政策研究・調査課作成「世田谷区将来人口推計(令和3年7月補正)」を基にした人口推計値

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の回収については、区として分別回収及びその補完機能として公共施設等での拠点回収を実施する。

また、町会・自治会、PTA、集合住宅管理組合等などによる集団回収を支援する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶	区による分別回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん	区による分別回収	区
		地域団体による集団回収	民間事業者
紙パック (アルミ使用なし)	紙パック	区による分別・拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
段ボール	段ボール	区による分別回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
ペットボトル	ペットボトル	区による分別・拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	区による拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	区による拠点回収 (分別回収(注1))	区
		地域団体による集団回収	民間事業者

1 本計画策定時、計画期間中の分別収集開始を予定

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶	プラスチック コンテナ又は 袋	2 t 平ボディ車	民間の中間処理 施設
無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他の色のガラス製の容器	ガラスびん			区資源循環センター
紙パック (アルミ使用なし)	紙パック			回収ボックス 又は紐結束、袋 等
段ボール	段ボール	紐結束	2 t パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス 又は袋等		
白色の発泡スチロール 製食品トレイ	白色トレイ	回収ボックス	2 t 平ボディ車	
主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記以外のもの	その他のプラ スチック製容 器包装	回収員手渡し 方式(袋等(注1))	2 t 平ボディ車 (2 t パッカー 車(注1))	

1 本計画策定時、計画期間中の分別収集開始を予定

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 集団回収の拡大

区民の自主的な資源再生利用活動を支援し、町会・自治会、集合住宅等による集団回収への排出の協力を呼びかけ、面的拡大を図る中で、行政回収から区民主体の資源回収への移行を図る。

(2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会

環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指し、区長の附属機関として設置した清掃・リサイクル審議会において、廃棄物の減量や適正処理に関する重要事項の調査審議を行う。

(3) ごみ減量・リサイクル推進委員会

各地区の特性に応じたごみの減量やリサイクルを推進する区民組織である「ごみ減量・リサイクル推進委員会」の活動を支援し、区民の主体的な取組みの促進を図る。